

命を守る

住宅用火災警報器

設置してありますか？点検してありますか？



WITH
THE
KYUSHU

九州一斉

住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン実施中！

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、

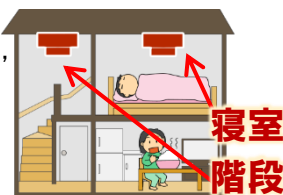
令和3年6月1日で **10年** を経過しました！

※ 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品や電池の寿命などで火災を検知しなくなりますので、**10年**を目安に、本体ごと取り替えましょう。

■設置する場所(例)

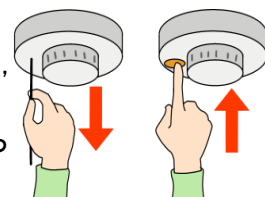
設置が必要な場所は、
寝室・階段等※です。

※階段は、寝室が2階以上
にある場合に必要です。



■点検方法

ひもを引っ張ったり、
ボタンを長押しすると、
音声などで正常に作
動するかどうかを知ら
せてくれます。



後援：



消防庁

Fire and Disaster Management Agency



鹿児島県

kagoshima Prefecture

【お問い合わせ】 始良市消防本部

予防課 0995-63-3819

始良分遣所 0995-64-5559

始良市防火協会

中央消防署 0995-64-3133

蒲生分遣所 0995-52-0279